

[様式第3号]

資料提供年月日	平成26年4月8日	
問い合わせ先	課名	医療政策推進課
	電話	直通 803-1638 内線 3951
担当者	職名・氏名	課長 福井
	職名・氏名	主任 守安

広報連絡

〈市長定例記者会見資料〉

1 件 名 総合特区に係る国との協議結果について

2 内 容 昨年2月に指定された総合特区について、昨年10月から厚生労働省や警察庁等と協議した結果、岡山市の提案がきっかけとなり「医療法人による配食サービス実施事業」は全国で、「訪問看護・介護事業者に対する駐車許可簡素化事業」は岡山県全域での事業実施が可能となりましたので報告いたします。

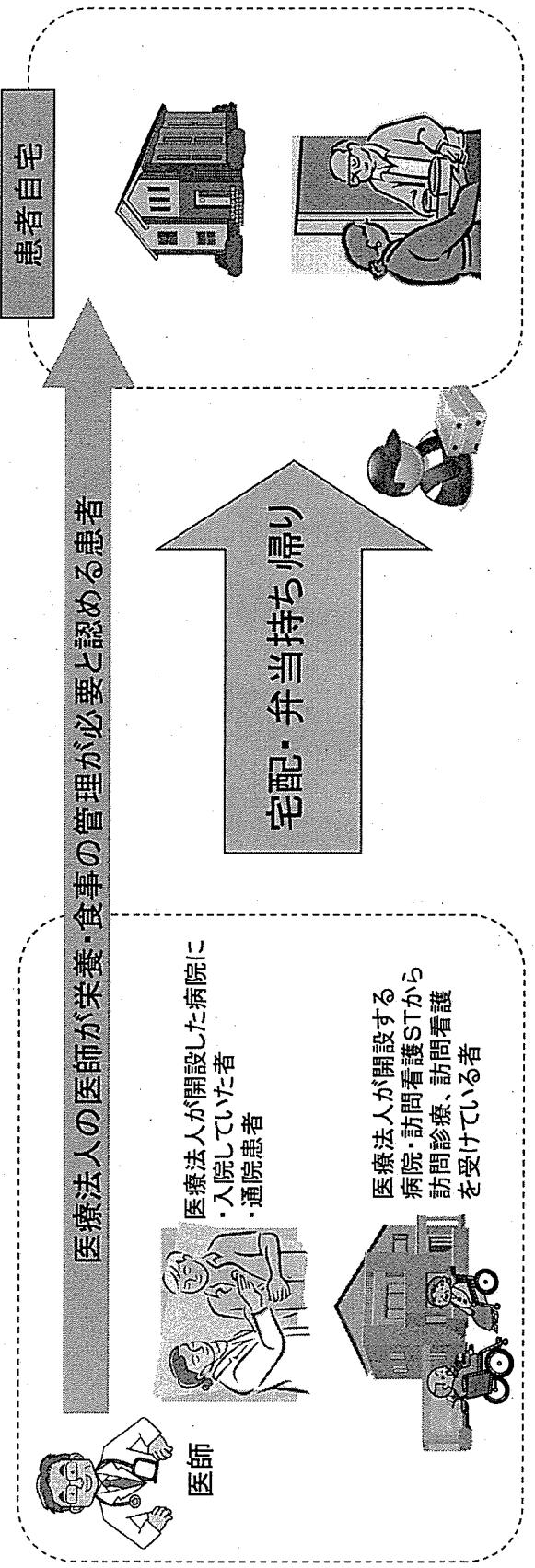
事業の詳細は別紙のとおり

医療法人による配食サービスが可能となりました

この度、岡山市では昨年10月から行つていただいた総合特区に係る厚生労働省との協議及び「医療法人の事業展開等に関する検討会（平成25年11月28日開催）」において医療法人による配食サービスの必要性を主張した結果、オールジャパンでの医療法人による配食サービスの業務実施が可能になりました。

医療法人の附帯業務拡大（平成26年3月19日適用）

医療法人の開設する病院又は診療所の医師が栄養・食事の管理が必要と認める患者であつて、
・当該医療法人が開設する病院若しくは診療所に入院していた者若しくは通院している者、
・又は当該医療法人が開設する病院、診療所若しくは訪問看護ステーションから訪問診療若しくは訪問看護を受けている者に対し
※なお、例えば3年前に入院して現在は受診していないような者は対象外となること。



効果

- ・栄養バランスのとれた食事の提供を受けることができ、治療の効果が高まる。
- ・医療機関による在宅での食事療法が一般化することで、長期入院が減り、在宅療養者が増加し、医療費抑制効果が期待できる。

訪問看護・介護に対する駐車許可の手続きが簡素化されました

この度、岡山市では昨年10月から行っていた総合特区に係る警察庁・岡山県警との協議の結果、訪問介護事業者等に対して、利用者の緊急の求めに応じて訪問する場合を想定した包括的な時間での駐車許可が可能となりました。(対象区域は岡山県全域)

主な変更内容(平成26年4月~)

- 1 駐車日時の特定
(記入例)
「13時～14時の間」

 - 2 駐車場所の特定
訪問先での駐車場所の特定が必要
(記入例) 岡山市北区大供1-1-1付近

 - 3 申請書類の簡素化
・駐車場所付近の見取り図
・添付書類、添付部数

 - 4 許可申請の一括受理
訪問先が複数の警察署の管轄区域にまたがる場合、各警察署ごとに申請
※当該措置は駐車許可の手続きの簡素化であり、駐車許可の基準の変更を行うものではありません。

- (記入例)
・事業所の営業時間内(9時～17時までの間)
・事業所の営業時間内(9時～17時までの間)及び緊急訪問時
- 「訪問場所付近」との表現でも申請可能
(記入例) 岡山市北区大供1-1-1付近
- 原則、既存の地図への記入で構わない
添付書類・部数は必要最小限で構わない
詳細は管轄警察署にて確認
- 可能な限り、申請の受理や許可証交付等はワンストップで行う
(許可是各警察署)

効果

上記の手続きの簡素化により、
・介護事業所においては、駐車許可申請時の負担が軽減されるとともに利用者からの緊急の求めに対する早期の対応が可能となる。
・利用者においては、緊急の求めに対して迅速かつ適切な処置を受けることが可能となる。